

令和4年度

**あおもり飲食店感染防止対策認証取得
促進事業費補助金**

申請の手引き

令和4年4月

青森県健康福祉部保健衛生課

1 概要

飲食店における新型コロナウイルス感染症防止対策に係る県の認証取得を促進するため、認証取得に必要な環境整備や、より適切な感染防止対策を講じるために取り組む環境整備に要する経費について、補助金を交付するものです。

2 補助対象者

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 従業員数が1店舗営業につき50人以下の法人若しくは個人又は資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人。
- (2) 食品衛生法の許可を受けた飲食店（テイクアウト型、デリバリー型等を除く）を営んでいること。
- (3) あおもり飲食店感染防止対策認証事業の認証を受けていること。
- (4) 補助金の受給後も事業を継続すること。

3 補助対象経費

飲食店（既にこの補助金の交付を受けた店舗を除く。）の施設内に、令和3年4月1日以降に、次の設備等を設置するのに要する経費

- (1) パーティション・アクリル板
- (2) 消毒液自動噴霧器・消毒液ボトル設置台
- (3) 二酸化炭素濃度測定器
- (4) 非接触型体温計
- (5) 加湿器
- (6) 非接触型水栓
- (7) 換気機能付エアコン
- (8) 換気設備
- (9) その他新型コロナウイルス感染症防止対策に有効なものとして知事が必要と認めるもの

4 補助金の額

次のいずれかを選択することができます。

- (1) 1店舗につき、補助対象経費の実支出額又は10万円のいずれか低い額以内の額
 - (2) 1店舗につき、補助対象経費の実支出額の4分の3に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額
- ※いずれも消費税抜きの金額となります。

例1 補助事業に要した経費が121,000円（税込み）の場合

- ① 補助対象経費 110,000円（税抜き価格）
 - ② 補助上限額 100,000円
- ① > ②のため、補助金額は100,000円

- ①' 補助対象経費の3/4 82,500円（税抜き）
 - ②' 補助上限額 300,000円
- ①' < ②'のため、補助金額は82,500円
- ② > ①' となり、②の100,000円を申請できます。

※補助事業に要した経費が133,334円（税抜き）までは、(1)を選択した方が有利になります。

例2 補助事業に要した経費が220,000円（税込み）の場合

- ① 補助対象経費 200,000円（税抜き価格）
 - ② 補助上限額 100,000円
- ① > ②のため、補助金額は100,000円

- ①' 補助対象経費の3/4 150,000円（税抜き）
 - ②' 補助上限額 300,000円
- ①' < ②'のため、補助金額は150,000円

② < ①' となり、①'の150,000円を申請できます。

※補助事業に要した経費が133,335円（税抜き）以上は、(2)を選択した方が有利になります。

例3 補助事業に要した経費が495,000円（税込み）の場合

- ①' 補助対象経費の3/4 337,500円（税抜き）
 - ②' 補助上限額 300,000円
- ①' > ②'、補助金額は300,000円

①' > ②' となり、300,000円を申請できます。

※補助事業に要した経費が400,000円（税抜き）を超えた部分は事業者の全額負担となります。

5 申請手続き

(1) 申請受付期間

令和4年4月20日(水)～令和4年12月28日(水)

(2) 申請に必要な書類

補助金を受けるためには、以下の書類を提出していただきます。

- ① あおもり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(交付要綱第1号様式)
- ② あおもり飲食店感染防止対策認証事業の認証書の写し
- ③ 補助事業実績報告書(交付要綱第2号様式)
- ④ 申請要件等確認書(交付要綱第3号様式)
- ⑤ 補助対象事業を実施したことが確認できる書類(設備の設置場所の写真)
- ⑥ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類(宛名のある領収書(明細の分かるもの)等の写し)
- ⑦ 振込先口座が分かる通帳の写し(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

(3) 書類の提出方法

〒030-8570 青森市長島1-1-1(住所の記載は不要です。)

青森県健康福祉部保健衛生課へ郵送してください。

※ 封筒に「補助金申請書在中」と朱書きしてください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、受付窓口への持ち込みはお控えください。

6 補助事業完了後の義務

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図る必要があります。

(2) 補助事業によって取得した単価50万円以上の機械及び器具の財産については、一定期間(※)その処分が制限されます。仮に当該期間内に処分を行う場合は、県の承認を受けなければなりません。また、財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。

(3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間(令和10年3月31日まで)保管してください。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳(交付要綱第5号様式)その他関係書類を一定期間(※)整備保管してください。

※ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間

7 手続きの流れ

(1) あおもり飲食店感染防止対策認証制度の認証基準の確認

認証基準を確認します。(不明な点は認証事務局コールセンターにお問い合わせください。)



(2) 必要な設備の整備

認証を取得するために必要な設備を整備します。
認証取得後に設備を整備した場合も対象となります。



(3) あおもり飲食店感染防止対策認証制度の申請

認証を取得するため、下記受付窓口に申請します。
申請を受けて、県では飲食店の現地調査を実施します。



(4) 認証の取得

県では感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証します。
認証された飲食店は、認定書と認証ステッカーが交付されます。



(5) 補助金の申請

申請に必要な書類を窓口に郵送します。

【受付期間】令和4年4月20日(水)～令和4年12月28日(水) ※当日消印有効

【申請先】〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県健康福祉部保健衛生課へ郵送してください。

※持ち込みはご遠慮ください。



(6) 補助金交付決定・額の確定・補助金の受領

決定通知を受領します。

決定通知の受領後に補助金が指定口座へ振り込まれます。

【問い合わせ先】

(1)、(3)、(4) 認証制度に関すること

あおもり飲食店感染防止対策認証事務局コールセンター

TEL 050-5444-3599

FAX 017-718-1978

(2)、(5)、(6) 補助金に関する内容

保健衛生課 生活衛生グループ

TEL 017-734-9213

FAX 017-734-8047

第1号様式（第4関係）

令和4年 ○月 ○日

青森県知事 殿

申請者 住所 〒030-0861
 青森県青森市長島0丁目0番0号
 氏名 株式会社 青森産業
 代表取締役 青森 太郎
 （法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

法人又は個人事業主の住所、氏名（法人名及び代表者名）を記載してください。

あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金
 交付申請書兼実績報告書兼請求書

あおり飲食店感染防止対策認証取得促進事業について、補助金の交付を受けた
 いので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添え
 て下記のとおり申請します。

また、補助金の交付の決定がなされた場合は、下記の金額を請求します。

記

感染対策を実施する店舗の名称、所在地を記載してください。

感染対策を実施する店舗の名称及び所在地	名称	居酒屋あおり 本町店						
	所在地	〒000-0000 青森市本町0丁目0番0号						
	店舗責任者名	店長 青森 次郎						
	連絡先電話	000-0000-0000						
補助金申（請求）	第2号様式に記載した補助金申請額と同額を記載してください。		100,000円					
振込口座	金融機関名	縄文			銀行 金庫 組合			
		三内			店 支店 出張			
	預金種目（○で囲む。）	1. 普通		2. 当座		その他		
	口座番号	0	0	0	0	0	0	0
名義（カナ）	カアオリサンギョウ							

補助金に係る問い合わせに対応できる方の肩書、氏名連絡先を記載してください

該当するものを○で囲んでください。

（添付書類）

- あおり飲食店感染防止対策認証事業の認証書の写し
- 補助事業計画・実績報告書（第2号様式）
- 申請要件等確認書（第3号様式）
- 申請要件等確認書の2⑤から⑦までに定める書類

補助事業実績報告書

1 事業者情報

事業者の名称	株式会社 青森産業	店舗の従業員数を記載してください
従業員数	12人 ※常時使用する従業員の数	
資本金の額又は出資の総額	1,000万円 ※法人に限る	

2 店舗情報

店舗の名称	居酒屋あおもり 本町店	常時雇用する従業員数が1店舗につき50人未満又は資本金・出資の総額が5,000万円以下であることが交付の条件となります
所在地	青森市本町0丁目0番0号	

3 補助事業の内容、金額

施設確認日(初回)	令和4年6月16日 ※県の認定に係る調査員が訪問した日
事業実施期間	令和4年6月1日～令和4年6月20日 ※設備に係る発注・契約等の日から支払が完了した日

補助事業の内容 ※該当する補助事業の内容に☑してください。	補助事業に要した経費 (消費税抜き)
<input checked="" type="checkbox"/> パーティション・アクリル板	50,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 消毒液自動噴霧器	25,000円
<input checked="" type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度測定器	35,000円
<input type="checkbox"/> 非接触型体温計の設置	円
<input type="checkbox"/> 加湿器の設置	円
<input type="checkbox"/> 非接触型体温計の設置	円
<input type="checkbox"/> 換気機能付エアコンの設置	円
<input type="checkbox"/> 換気設備の設置	円
<input type="checkbox"/> その他 ()	円
合計額 ①	110,000円
補助事業に他の補助金を充当した金額 ②	0円
差引額 ①-②	110,000円

※ 該当する補助事業の内容に☑をし、補助事業に要した経費を税抜きで記載してください。

4 補助金申請(請求)額

補助金申請(請求)額	100,000円
------------	----------

手引きの「4 補助金額」を参考にし、補助申請額を記載してください。

該当するものに☑。

① 補助事業に要した経費(合計)と10万円のいずれか低い額

② 補助事業に要した経費(合計)の4分の3に相当する額(1円未満切り捨て)と30万円のいずれか低い額

第3号様式（第4関係）

申請要件等確認書

店舗の名称	居酒屋あおもり 本町店
店舗責任者名	店長 青森 次郎

1 誓約事項確認

誓約する場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。		誓約事項を確認し、すべてにチェックしてください。チェックがない場合、補助を受けることはできません。
提出書類に記載した内容は事実に相違がない。		<input checked="" type="checkbox"/>
店内で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店に該当しない。		<input checked="" type="checkbox"/>
補助金の受給後も事業を継続する。		<input checked="" type="checkbox"/>

2 申請書類確認

書類が揃っている場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。		書類が揃っていることを確認し、すべてにチェックしてください。チェックがない場合、補助を受けることはできません。
①（第1号様式）あおもり飲食店感染防止対策認証取得促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書		<input checked="" type="checkbox"/>
② あおもり飲食店感染防止対策認証事業の認証書の写し		<input checked="" type="checkbox"/>
③（第2号様式）補助事業実績報告書		<input checked="" type="checkbox"/>
④（第3号様式）申請要件等確認書 ※この様式です。		<input checked="" type="checkbox"/>
⑤ 補助対象事業を実施したことが確認できる書類（設備の設置場所の写真）		<input checked="" type="checkbox"/>
⑥ 補助対象事業に係る支払いを確認できる書類（宛名のある領収書（明細の分かるもの）等の写し）		<input checked="" type="checkbox"/>
⑦ 振込先口座が分かる通帳の写し（口座名義（カタカナ）と口座番号の両方が分かるページ）		<input checked="" type="checkbox"/>

領収書に明細（内訳）が記載されていない場合は、別途、明細（内訳）と支払金額の確認ができる納品書、明細書、請求書等もあわせて添付する必要があります。